

## 令和元年台風第19号に係る仙台市経済変動対策資金(災害関連)の取扱いについて

### 〇制度概要

#### ご利用いただける方

- 次のいずれかに該当する中小企業者の方
- イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により激甚災害の指定を受けた災害により被害を受けた方
  - ロ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた方

#### 保証条件

融資限度額	一企業3,000万円 ※既往分との合算
責任共有	対象外(100%保証)
融資利率	年1.30%
貸付形式	手形貸付、証書貸付
保証期間	運転資金 7年以内(据置期間1年以内) 設備資金 12年以内(据置期間1年以内)
返済方法	原則として元金均等返済
連帯保証人	原則として法人代表者以外不要
担保	必要に応じて徴求させていただきます。
信用保証料率	年0.70%(特別小口保険0.62%) ※中小企業会計割引適用あり(有担保割引適用なし)
資金使途	令和元年台風第19号の暴風雨及び豪雨によって事業用資産に直接被害を受けたことに伴う、事業の再建に必要な資金。 または、同災害の影響によって売上等が減少していることに伴う、経営の安定に必要な資金。

#### 取扱期間

- イに該当する場合  
令和元年11月1日～令和2年4月30日(融資実行分)まで
- ロに該当する場合  
令和元年10月12日～令和2年2月11日(申込受付分)まで

#### 提出書類

- 共通  
「仙台市中小企業育成融資制度(経済変動対策資金)申込書(第2号様式)」(原本)
- イに該当する場合  
市町村長の発行する罹災証明書等(写)
  - ロに該当する場合  
中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定書(原本)
- ※上記以外にも資料提出をお願いする場合があります。

### 〇主なご相談先

宮城県信用保証協会では「令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口」を設置し、中小企業・小規模事業者の皆さまからのご相談をお受けしています。

#### 宮城県信用保証協会 経営支援部経営支援課

〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16番12号 仙台商工会議所6階  
電話 022-225-5230(原則、土日祝日等を除く午前9時から午後5時15分まで)

※担当地区ごとの相談窓口は、当協会HPの「特別相談窓口」をご覧ください。